

最大 **6** 万円 × 最大 **3** 年間 = 最大 **18** 万円

奨学金の返済を 支援します！



予算上限あり！
申請はお早めに！

受付期間

R7 11/1 (土)

R8 2/28 (土)

対象要件

- ① 伊丹市に住みながら、市内中小企業等で働く正社員 または 自営業主
(令和7年4月1日から申請日まで、同一企業で働いている方)
- ② (初回申請のみ) 4月2日時点で30歳以下の方
- ③ 市税や奨学金を滞納していない方 など

詳しくは市HPを
ご確認ください

補助金額

令和6年10月～令和7年9月末までに返済した
奨学金 × 1/3 (最大6万円) ※繰り上げ返済額含む

補助期間

最大3年間 (1年分ごとに毎年申請が必要です)





Q.どんな企業で働く方が対象？

- A. 一般的な中小企業、各種法人が対象になります。
昨年度は、建設・電気・福祉関係の会社、法人経営の幼稚園や保育園、眼科や歯科医院、塾、テイサービスなどで働く方々から申請いただきました。

まずはお勤め先に対象になるか確認いただき、それでも分からない場合は
商工労働課までご相談ください。

Q.どんな奨学金が対象？

- A. 下記の奨学金が主な対象となります。

支援機関	奨学金
独立行政法人 日本学生支援機構	第一種・第二種奨学金
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	教育支援資金
兵庫県	母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金
地方公共団体等	学資として貸与する資金
その他 公的団体・地方公共団体	個人に貸与する奨学金で市長が認めるもの

Q.他の補助金を受けていてもいい？

- A. 大丈夫です！その場合、補助金額を差し引いて ご申請ください。
伊丹市の「保育士等奨学金等返済支援事業」補助金については、
同年度でなければを受けていても問題ありません。

Q.申請方法は？

- A. 令和7年度～オンライン申請を受け付けています！
窓口・郵送での申請も受け付けています。

詳しくは市HPを
ご確認ください



Q. 申請～交付までの流れは？

- A. 申請者様が市に、申請書などの書類を提出
- ▶ 市は内容を審査し、交付の可否を決定したうえで、申請者様に「交付可否決定通知書」と「請求書」を送付
 - ▶ 申請者様は、請求書に振込口座等の情報を記載いただき、市に提出
 - ▶ 市は請求書をもとに、補助金を交付（指定口座にお振込み）します。